

インボイス制度 講習会

消費税のインボイス制度に対する準備はできていますか？
免税事業者とはお取引できません!と言われる前に!!

2023年10月1日より（インボイス制度）が導入されます。すでに2021年10月1日からインボイス制度の事前登録が開始されました。インボイス制度とは複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで「適格請求書等保存方式」とも呼ばれます。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書、領収書等に必要事項を記載する等の対応が必要となります。本セミナーではインボイス制度について税理士がわかりやすく解説致します。講習会後に、個別相談会も行います。

講師

税理士法人タッグ
島原事務所
所長

島原 実氏



昭和47年生まれ。約10年間の税理士事務所勤務を経て平成17年に独立開業。平成30年に税理士法人化。セミナー講師や税務指導所の相談員など積極的に活動の幅を広げている。「経営に生かす会計」がモットーで、市役所や会議所他各種団体、企業等向けのセミナーでのツボを押さえた分かりやすい指導法には定評がある。

日時 令和4年 **7/7** 木
講習会：13:30～15:30
個別相談会：15:30～16:30
(1事業所15分、4事業所限定)

会場 備前商工会館 4階大ホール

定員 50名 (先着順) **受講料 無料**

◆ 研修内容 ◆

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは
2. インボイス制度導入前に確認・検討しておくこと、影響と対策
3. 電子帳簿保存法とは

《申込方法》 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。

《問合わせ先》 公益社団法人 瀬戸法人会 TEL 64-2885 FAX 63-1200
E-mail : setoho@optic.or.jp

公益社団法人 瀬戸法人会 行 (FAX : 0869-63-1200)

インボイス制度講習会 参加申込書

会社名		TEL	()	-
所在地		FAX	()	-
参加者氏名	(1)	(2)		
個別相談会へ参加希望・参加しない	個別相談を希望する場合は、相談内容を具体的にお書きください。			

○印で囲んでください。